

第1 審査会の結論

広島県知事(以下「実施機関」という。)が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成15年12月15日、広島県情報公開条例(平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。)第6条の規定により、実施機関に対し、「駐車整理票の保存時期等を変更するに至った経緯並びに法的根拠を記載した文書等のすべて」の開示を請求(以下「本件請求」という。)した。

2 不開示(不存在)の決定

実施機関は、本件請求に対し、「駐車整理票保存期間等の変更経緯及び法的根拠を記載した文書」(以下「本件対象文書」という。)について、不存在であることを理由とする不開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、平成15年12月24日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成16年2月9日、本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全部開示の決定を求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分は、駐車整理票の保存方法を変更することについて、その経緯と法的根拠を故意に隠匿するために不存在としたものである。これは、県庁外来者駐車場(以下「駐車場」という。)の本来の利用目的を逸脱

する「県職員の無断使用の実態や県庁を利用しない目的外利用者の実態」を隠すために、目的外利用の証拠となる駐車整理票を速やかに廃棄することを独断で決定したことに仮装し、裁量権を乱用して、不存在という不適法な処分を行ったものと考えられる。

本件請求に対し、実施機関は、内部規定の変更を決裁する必要は全くなないと主張しているが、個人情報に関する取扱いを規定（変更）した文書がないということは、常識では考えられないことである。

駐車整理票の保存期間について、「直接の担当者が不在である状況のもと、聞取った職員が十分に確認する時間がないまま答えているので、過小な例を一般的な取扱いであると思い誤ったまま伝えた」とする実施機関の理由説明書の記載は虚偽であり、駐車整理票の保存時期等を変更した経緯を隠匿したことは、条例に違反する行為である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明している、本件対象文書を不存在とした理由などについては、おおむね次のとおりである。

駐車整理票は、県が、駐車場の管理業務を受託している業者（以下「受託業者」という。）に対し、「広島県庁外来者駐車場及び駐輪車管理業務委託契約書」（以下「委託契約書」という。）に添付された「駐車場管理要領」により作成を指示しているもので、受託業者が駐車場利用者に記入を依頼し、当日の駐車場管理に利用しているものである。

駐車整理票は、当日の駐車場管理業務終了後、受託業者が総務企画部管理総室総務室（以下「総務室」という。）に提出するが、その時点で駐車場からすべての駐車車両が退出していた場合や、総務室が駐車場利用者に対して必要に応じて行う注意等が終了した場合には、総務室に保存する必要はなく、速やかに廃棄すべきものである。

通常の処理の終わった駐車整理票は、翌日には裁断廃棄され、例外的に個別確認を必要とした場合、裁断廃棄が1か月後になることはあり得るが、その都度保存年限の変更について文書化するような類の文書ではない。

したがって、保存時期については、このような毎日反復される定例で簡易な事務に使用され、速やかに廃棄すべき文書に対してまで、わざわざ文書によって定めるようなことをしていない。

なお、異議申立人は、別の開示請求で閲覧した聞取票の内容から、本件請求に及んだものと推測されるが、その内容は、直接の担当者が不在である状況のもと、聞取った職員が十分に確認する時間がないまま答えているので、希少な例を一般的な取扱いであると思い誤ったまま伝えたものである。

第5 審査会の判断

1 本件処分の妥当性について

本件請求は、異議申立人が、別の開示請求で開示を受けた文書に、駐車整理票の保存に関する質問に対して、実施機関が平成14年度は1か月保存していたが、平成15年度は翌日に廃棄している旨を回答した記述があったことをとらえて、平成14年度と平成15年度で駐車整理票の保存期間を変更した経緯及び法的根拠を記載した文書の開示を求めるものである。

ここにいう駐車整理票は、受託業者が、駐車場の利用者に氏名、連絡先、用務先等の記載を求め、当日の業務終了後、既に退出した車両分と残車分とを区分して、実施機関に提出されるものである。駐車整理票の利用目的は、緊急に連絡を行う必要が生じた場合など当日の駐車場管理のみに使用することとされており、平成17年4月からは、駐車整理票にこの旨が明記されている。

実施機関の説明によると、駐車整理票を総務室に提出する時点で、駐車場のすべての車両が退出していたり、実施機関が駐車場利用者に対して必要に応じて注意等を行った後は、実施機関において駐車整理票を保存する必要はないということであるが、上記の駐車整理票の利用目的からすれば、当然のことである。

このような性格の文書にすぎない駐車整理票を事実上担当者がいつ裁断処理を行って廃棄するかについては、保存年限の問題ではなく、これについて文書で定めていなかったとしても、あながち不自然ではない。そうすると、裁断処理時期の変更があったとしても、本件対象文書を作成していないという実施機関の主張は不合理ではない。

2 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
1 6 . 3 . 2 6	・ 諮問を受けた。
1 6 . 8 . 2 6	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
1 6 . 1 0 . 2 9	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
1 6 . 1 1 . 8	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
1 6 . 1 2 . 6	・ 異議申立人から意見書を収受した。
1 6 . 1 2 . 1 3	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
1 7 . 7 . 2 5 (平成 17 年度第 1 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
1 7 . 9 . 2 2 (平成 17 年度第 2 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
1 7 . 1 0 . 2 5 (平成 17 年度第 3 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

神 谷 遊	広島大学大学院法務研究科教授
真 田 文 人	弁護士
西 村 裕 三 (部 会 長)	広島大学大学院社会科学研究科教授
馬 場 則 行	弁護士